

雇用分野における「障害者差別禁止・合理的配慮の提供」周知のための標語決定について

厚生労働省は、雇用分野における障害者差別禁止・合理的配慮の周知のための標語を「ちょっとした配慮でキラリ 個の力」に決定しましたのでお知らせします。

標語の募集を、平成28年12月5日から12月16日まで実施し、総数123件のご応募をいただきました。ありがとうございました。

今回、選定した「ちょっとした配慮でキラリ 個の力」は、ポスターなどの広報に使用するなど、厚生労働省が行う周知・啓発に広く活用し、国民の皆さまに雇用分野における障害者差別の禁止と合理的配慮の提供の必要性について、御理解いただけるよう引き続き取り組んでまいります。

■選定理由：

個々の障害者の障害の状態や職場の状況に応じて、合理的配慮が提供されることにより、障害の有無に関わらず、個々人が有する力を発揮できる社会が実現されることの必要性が表されています。

■応募者：

「ちょっとした配慮でキラリ 個の力」：岩手県 鈴木 牧子（すずき まきこ）さん

※「雇用分野における障害者への差別禁止・合理的配慮の提供」について、[こちら](#)（←改正法のページにリンク）をご覧ください。

【担当者】 厚生労働省 職業安定局 雇用開発部 障害者雇用対策課 雇用援助第二係
電話：03-5253-1111（内線5344）